平成２５年（フ）第１１１６０号
埼玉県加須市南町２―11　エルディムみなみ１―103
破産者　大森　建雄
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１７０号
東京都大田区南馬込２丁目21―11　大平荘
破産者　上野　庄藏
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１８３号
東京都稲城市押立675―２
破産者　丸岡美枝子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２０６号
東京都墨田区太平２丁目15―５―206
破産者　加藤　健太
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２０９号
東京都足立区足立２丁目32―４―201
破産者　相場　富男
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２１６号
東京都府中市天神町３丁目５―６―102
破産者　小山　　充
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２５０号
東京都板橋区高島平４丁目30―３―207
破産者　新島　正一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２５９号
東京都府中市緑町３丁目18番地の９
破産者　菊江　正樹
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２６０号
東京都中野区東中野４丁目30―６―402
破産者　水野千佐子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２６６号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目３―１―206
破産者　南出　憲一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３１７号
東京都稲城市平尾３丁目１―１　平尾住宅11棟303
破産者　酒井静治郎
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３１８号
東京都稲城市平尾３丁目１―１　平尾住宅11棟303
破産者　酒井キミ子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７号
福岡市博多区板付１丁目９番21号
破産者　株式会社イーグッズマート
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８４５号
福岡市博多区那珂３丁目12番15号ソレイユビル１階
破産者　有限会社アプロフィット
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３号
長崎県壱岐市石田町筒城西触682番地
破産者　株式会社西日本技研
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第３９５８号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番25―101号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森１条14丁目２番15号
破産者　菅野　勝博
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０６号
札幌市北区新川３条３丁目３番35―316号
破産者　株式会社リテックス
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８７号
札幌市北区新琴似７条15丁目６番21号
破産者　株式会社ケープロジェクト
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７５号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台１丁目６番地10　アルファハイム、開始決定時の住所栃木県那須郡那珂川町馬頭401番地
破産者　大森　洋一
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１９号
栃木県芳賀郡益子町大字小宅1757番地
破産者　有限会社二葉精機
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２０号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢3936番地22、開始決定時の住所栃木県芳賀郡益子町大字大沢1269番地１
破産者　小堀　勝正
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２１号
栃木県芳賀郡益子町大字小宅1277番地
破産者　床井　章男
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係